

感染・拡散防止に係る行動指針

(令和4年5月改訂)

1 出席・出勤の基準等

- ・ 学生は教務学生課（0770-20-5540）に連絡、教職員は総務企画課（0770-20-5500）に連絡。
- ・ 教員が学生から直接連絡を受けた場合は、教務学生課に報告。
- ・ 総務企画課で学生から連絡を受けた場合は、教務学生課に繋ぐ。

	発熱や咳等の風邪の症状がある場合	濃厚接触者と判断された場合	感染した場合
学生	<p>居住する都道府県の定める相談窓口(注1)にすぐに相談する。</p> <p>併せて大学に電話連絡する。</p> <p>相談結果についても大学に電話で報告する。</p> <p>出席・出勤については大学からの指示に従う。</p>	<p>直ちに大学に電話連絡。</p> <p>感染者と最後に濃厚接触した日から7日間を目途に出席停止。(注2)</p> <p>※同居者が濃厚接触者と判断された場合は、同居者の検査結果が判明するまで出席停止(自宅待機)(注3)</p>	<p>直ちに大学に電話連絡。</p> <p>復帰できると判断されるまでは出席停止。</p> <p>復帰しようとする際は大学に電話で事前連絡。</p> <p>※大学は状況を総合的に考慮し、出席停止の解除を判断。</p>
教職員	<p>※同居者の体調が該当するときも同様。</p> <p>※大学は、保健所、医師の判断を参考に出席・出勤の可否等を決定。</p>	<p>直ちに大学に電話連絡。</p> <p>感染者と最後に濃厚接触した日から7日間を目途に就業禁止。(特別休暇扱)</p> <p>※同居者が濃厚接触者と判断された場合は、同居者の検査結果が判明するまで就業禁止(自宅待機)(注3)</p>	<p>直ちに大学に電話連絡。</p> <p>復帰できると判断されるまでは就業禁止。(特別休暇扱)</p> <p>復帰しようとする際は大学に電話で事前連絡。</p> <p>※大学は状況を総合的に考慮し、就業禁止の解除を判断。</p>

(注1)

都道府県の定める相談窓口について、福井県の場合は、①かかりつけ医や最寄りの医療機関、②かかりつけ医をもたない場合や受診先に迷うときは受診・相談センター(帰国者・接触者相談センター)としている。

(注2)

学生は、出席停止の場合であっても、オンライン授業に出席することができる。

(注3)

同居者が単なる接触者と判断されてPCR検査を受ける場合についても「濃厚接触者と判断された場合」に準じて、大学に連絡した上で自宅待機とする。また、同居者以外であっても自身が接触した人の感染が疑われる場合は同様とする。

特に実習中の学生については、同居者等の感染が疑われる場合で、当該同居者等のPCR検査が実施されない場合であっても、実習先の意向等を確認した上で、必要に応じて出席停止(自宅待機)の判断を行う。

2 学内での授業等(教職員・学生共通)

感染リスクの高い場面(「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」)を作らない。具体的には次の(1)から(4)までを徹底する。

(1) 教室、図書館、食堂等では、人との十分な距離(概ね1m~2m)をおき、向かい合って座るこ

とは極力控える。

- (2) 授業、会議、教室等での自習など人が集まる場面・場所では定期的（概ね1時間ごと）に5分程度十分に換気を行う。
- (3) 施設内における手指消毒、こまめな手洗い、咳エチケット、マスクの着用を励行する。（マスクは大学からは支給しない）
- (4) 研究室など狭い場所でのゼミや個別指導は避ける。

3 課外活動や日常生活（教職員・学生共通）

- ・「2 学内での授業等」と同様に、三密回避、換気、手指消毒、マスク着用等の感染防止対策を行う。
- ・他の都道府県との往来は、行先の感染拡大状況や移動中等のリスクなども十分に考慮して判断する。
- ・多人数での会食や長時間の会食は控え、会食中もマスクの着用を徹底する。
- ・大学の健康チェックシートによる日々の健康管理を励行し、特に県外から戻って2週間程度は、体調管理や感染防止対策に注意する。
- ・海外渡航は自粛する。（業務での海外渡航は原則として禁止）

4 実習に伴う特例（教職員・学生共通）

- ・原則として、臨地での実習がある日の1週間前から居住地に滞在する。ただし、実習施設から1週間以上の滞在を求められた場合は、これに従う。
- ・実習前及び実習期間中の会食は控える。
- ・その他各実習施設から求められた条件に従う。